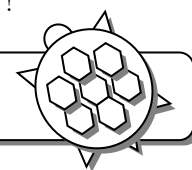


亀さん通信

蒸し暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか？

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかり、確実に身につけていただく【亀さん通信】第 165 号の発信です！

2018年6月18日7時58分



今月 18 日、大阪府北部を震源とした地震が発生。その被害状況はご承知の通りであり、地震の恐ろしさを改めて思い知らされた方も多いのではないのでしょうか。自然災害の猛威に対して、私たち人間はあまりに無力ですが、日頃より地震への備えに留意するなど、できるかぎりの自助努力をすべきです。今回は、**地震に対する経済的な備えである地震保険**を再確認してみましょう。

地震保険とは、**地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流失）を補償する**もので、法律に基づき政府と民間保険会社が共同で運用している制度です。火災保険でも建物や家財の火災による損害などを補償していますが、**地震による火災（地震などにより延焼・拡大した火災損害を含む）および倒壊などは補償されません**。ですから地震による損害に備えるためには、地震保険への加入が必要なのです。ただし、地震保険は単独で加入できず、**火災保険にセットで加入する**必要があります。また現在加入中の火災保険に地震保険をセットしていない場合、保険期間の中途からでも加入することも可能です。ちなみに警戒宣言発令後は東海地震に係る地震防災対策強化地域内（名古屋市など）の建物・家財については加入できませんので、くれぐれもご注意ください。

地震保険の対象となるのは建物と家財であり、補償が必要であるなら、**それぞれについて加入する**必要があります。しかし、建物は住居のみに使用される建物と併用住宅（住居部分と事務所などの業務に使用される部分を一つの建物の中に併せ持つ住宅）に限られ、家財は 30 万円を超える貴金属・宝石などは含まれません。保険金額は**火災保険の保険金額の 30%～50%の範囲内で設定**し、その限度額は、建物が 5,000 万円、家財が 1,000 万円になります。

【地震保険の年間保険料（保険金額 100 万円あたり）】	建物の構造	
建物の所在地	鉄骨・コンクリート造の建物	木造の建物
岐阜県	810 円	1,530 円
愛知県・三重県	1,710 円	2,890 円

※）地震保険には**建物の免震・耐震性能に応じた割引制度（割引率は 10%～50%）**があります。最も一般的なのは「建築年割引」であり、1981 年 6 月 1 日以降に新築された建物の割引率は 10%になります。

保険金は、実際の修理費ではなく、**損害の程度に応じて全損・大半損・小半損・一部損と区分**（2016 年 12 月末以前の契約については全損・半損・一部損と区分）され、**保険金額の一定割合（100%・60%・30%・5%）が支払われます**。例えば、基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 50%以上、または焼失・流失した部分の床面積が 70%以上の場合は全損と区分され、保険金額の 100%となります。また一部損に至らない場合や、門、塀、給排水設備のみの損害の場合などは保険金が支払われません。このような支払方法を採用しているのは、短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金を支払えるようにするためです。

以上、地震保険だけでは建物を元通りに再建できないというのは事実ですが、**被災後の生活を立て直す費用を確保する**という重要な役割をもっています。その点で注目したいのが家財です。私の経験上、地震保険というと多くの人が建物をイメージされますが、新築住宅など比較的耐震性が高い建物であっても、**家財は大きな被害を受ける可能性**があります。実際に東日本大震災でも、全損と半損の保険金支払割合は、建物が約 2 割であるのに対し、家財は約 5 割にものぼりました。地震保険の保険金は使途が決められていませんので、**家財の保険金を上乗せする**ことにより、生活再建資金を充実（住宅ローンの返済を含む）させることができるでしょう。地震保険は決して万能ではありませんが、経済的な損失に備える一つの手段であることをご理解いただければ幸いです。

被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

(株)亀山保険事務所 亀山裕弘 (M北D) 1 級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com